

令和3年5月 河北町農業委員会総会（第5回）

令和3年5月25日（火曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場2階第1会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	高橋 清	委員	2番	逸見 三和子	委員	3番	今田 好行	委員
4番	奥山 ちか子	委員	5番	岡崎 学	委員	6番	関 紀子	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	原田 康雄	委員	9番	奥山 喜幸	委員
10番	後藤 慶治	委員	11番	齋藤 仁	委員	12番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和3年5月25日（火曜日）午後1時55分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第9号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議第19号	農地法第3条の規定による許可申請書について
議第20号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議第21号	非農地証明願について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 増川事務局長

定刻前ではありますが、皆さんお揃いですので只今から、令和3年5月の河北町農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。田植えのお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。それでは会長あいさつをお願いします。

○ 堀米会長

皆さんどうもご苦労様です。只今事務局長よりあったとおり、田植えのお忙しい中であります。田植えが終わればさくらんぼと作業が進む訳なのですが、先日溝延の方で事故があったようにも聞いております。コロナ禍ということもあって例年と違う作業があったりします。お互い様これからさくらんぼ終わるまで極力気をつけて作業を行っていただきたいです。河北町でも先程ちょっと話になってましたが、西里終わって溝延、谷地、北谷地と65歳以上のワクチン接種してますが、今月では終わらない予定です。面会者が多い委員会ですので、皆さん家族や本人にも迷惑がかからないようにスムーズに接種を受けて安全に仕事にかかれるようにと思います。

そのような中で、総会は時間を短く終わりますように皆さんご協力方よろしく願います。

○ 増川事務局長

ありがとうございました。

次第に基づきまして、日程第1から会長に座長になっていただいて進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、前から申し上げていることなのですが、必要以上の雑談的な発言は慎んで、短時間で終わるようにご協力方よろしくお願いします。

日程第1議事録署名委員の指名ですが、No. 2逸見委員、No. 3の今田委員、2名の方、よろしくお願いします。

それでは日程第2議案の審議ということで、報第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきたいと思います。座ったままで失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

はじめに、申請番号22番 所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか7筆で計15,018㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も自作と●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号23番です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、畑ほか18筆で計17,479㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月

●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作と●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、3 ページ、申請番号 2 4 番です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、畑、1 5 5 m² 1 筆です。申請番号 2 3 番と同じく所有者 ●●●●さんが亡くなったことにより、もう一人の子の●●●●さんが相続した分で、取得後は自作することです。

続きまして、申請番号 2 5 番です。所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田ほか 2 筆で計 1, 8 4 4 m² になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんが相続したものです。取得後は田んぼの方は●●●●さん、畑の方は自分で管理することです。

続きまして、申請番号 2 6 番です。所在地 大字西里字小沢（オザワ）●●●●、畑、9 9 1 m² 1 筆になります。所有者 ●●●●外 1 名で、この共有者の●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作することです。

続きまして、資料 4 ページ、申請番号 2 7 番です。所在地 大字吉田字吉田東（ヨシダヒガシ）●●●●、畑ほか 4 筆で計 1 2, 0 2 5 m² になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなりまして、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作と●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

以上 6 件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました届け出について、皆さんから質問等ありますか。はい、ないようですので、このまま受理したいと思います。

続きまして、報第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の 5 ページになります。

報第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号 7 9 番です。所在地 大字田井字狐原（キツネバラ）●●●●、畑ほか 1 筆で計 2, 6 6 4 m² です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、議第 1 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書についてでご協議いただくものになります。

以上1件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。このことについて皆さんから質何か問等ありますか。
はい、無いようですので、この件に関しても了承します。

続きまして、議第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の6ページをご覧ください。議第19号 農地法第3条の規定による許可申請書について、ご説明いたします。

申請番号25番、所有権の移転になります。所在地 西里字両所（リョウショ）
●●●●、畑、3, 247㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためとのことです。

申請番号26番、所有権の移転になります。所在地 大字新吉田字新吉田（シンヨシダ）
●●●●、畑、754㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。理由につきましては、農業廃止のためとのことです。

申請番号27番、貸借権の設定です。所在地 大字田井字狐原（キツネバラ）●●●●、
畑、ほか2筆で計3, 067㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上3件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

は、これに関して現地確認していると思いますので報告をお願いします。

○ 岡崎委員

申請番号25番現地確認を行いまして、●●●●さん、新たに農業を始めるということで、意欲に期待して問題ないかと思います。

○ 高橋委員

26番現地確認しましたが、きちんと管理されていて問題ないかと思います。

○ 高橋委員

27番狐原、これ川向かい地区でさくらんぼ畑でしたが、よく管理された畑でした。以上です。

○ 議長（会長）

はい、只今3人の方から報告ありまして、適当であるとの報告を受けました。ちなみに、25番の●●●●さんは、新規就農者ですか。

○ 事務局（奥山）

はい、そうです。新規就農で埼玉県から転入された方です。今のところ●●●●さんお一人なんですが、ご両親の埼玉県のお仕事も3年中くらいに退職されるということで、今回の農地の隣の家も買ってですね、ご家族合わせて農業していく予定とのことでした。まずは元の持ち主の●●●●さんから指導を受けて野菜を作ってみるということでした。

○ 議長（会長）

だと、もうその住宅も買ったのか。個人所有にしてがんばると。ちなみに付き添いはいないのか。

○ 事務局（奥山）

はい。付き添いは今のところ●●●●さんお一人です。今のうち家と土地を購入して、農業を習い始め、ゆくゆくはご両親もこちらに来て退職後は農業をやっていく、ということです。

○ 逸見委員

この家も●●●●さんのご自宅でしたか。

○ 事務局（奥山）

購入された家も、農地の持ち主の●●●●さんがお一人で住まわれていたものです。すごく広くてお蔵もある家で、そういうのが良くて買われたのかな、と思います。こちらに所縁はないということでしたので。

○ 議長（会長）

裏の方さ畑あるんだべ。広くてまわれるのかな。まあ、新規就農で頑張るということです。特に西里の方、応援してあげてください。

はい、この件に関して他にありませんか。

○ 後藤委員

はい、ちょっと事務的なことで質問させてください。前のページの●●●●さんと●●●●さんのことで、継続更新2筆やってたわけですね。わざわざ合意解約してまた契約

する必要はあったのか。

○ 事務局（奥山）

はい、説明させていただきます。事務的には解約する必要はなかったんですけども、元の3条で契約してた相手方が●●●●さんの親の代だったものなんです。3条なので更新更新で来てたんですけども、今回もう1筆増やす際に、きちんと自分の名前で契約したいということで、手続きをしたものです。

○ 今田委員

今回の契約で賃借料の話はなってなかったのか。

○ 事務局（奥山）

なっていると思います。すみません、資料に記載が抜けておりました。確認します。

○ 議長（会長）

確認できるまで暫時休憩します。

—————休憩終わり—————

○ 議長（会長）

確認できたそうなので報告願います。

○ 事務局（奥山）

賃借料については10アール当たり1万円となっております。

○ 今田委員

はい、結構です。いいさくらんぼ畑でハウスも建っているので高かった。

○ 議長（会長）

はい、そのほか皆さんからありませんか。

○ 堀委員

今までの現地確認の調査ということなんですけども。

○ 議長（会長）

今回の件でなければその他でお願いします。この件に関して異議ありますか。ないようですので賛成の方の挙手を願います。はい、賛成全員です。

続きまして、議第20号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より願

いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の 7 ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。8 ページが総括表になります。

賃貸借設定が 3 件になります。地目は全て田で、賃貸期間は 10 年以上が 2 件、3～6 年未満が 1 件です。

詳細につきましては、資料の 9 ページをご覧ください。いずれも地区の調整会議等で協議なったものでありますので、それぞれの説明は、省略させていただきたいと思います。

以上 3 件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、只今事務局から説明ありました内容について、皆さんから何か質問等ありませんか。なければ、このような形で決定とさせていただきます。

続きまして、議第 21 号 非農地証明願について。

○ 事務局（奥山）

資料の 11 ページをご覧ください。議第 21 号 非農地証明願についてです。申請番号 2 番になります。所在地 西里字白山堂（ハクサンドウ）●●●●、田、274 m² 1 筆です。申請事由につきましては、申請人の親が昭和 50 年 3 月に隣の●●●●の転用許可を受け、住宅を建設していましたが、今回申請の農地にもかけて建設されていたようだということがわかりました。さらに残りの農地部分についても、駐車場として利用したまま現在に至ったものです。

申請人が幼少の頃から現在のような状態であり、●●●●年●●月に相続した際にも気づかなかったとのことなんですけれども、今回住宅の建て替えを予定し、確認したところ、農地のままの部分があったので、申請に至ったとのこと。

資料の 12 ページに案内図がございます。13 ページが字切図でして、斜線になっている部分が申請地になります。14 ページに図面がありますが、現在の住宅が主と書いてある部分です。右下の駐車場および庭木と記載されている部分が申請地となります。

①～③の位置から撮った写真が 15・16 ページにあります。

以上 1 件になります。

○ 議長（会長）

現地確認をされていると思いますので、報告をお願いします。

○ 逸見委員

主と書いてあるところが農地にかかってまして、昔は田んぼだったどうなんですがその他の敷地もコンクリート敷になってました。倉庫と書いてありますが、従業員の車を駐車するのに駐車場にってしまったということでした。そして今回家を建て替えるため確認したところ、農地になっていたということで申請したとのことでした。

○ 議長（会長）

はい、現地確認の報告がありました。こういうの、何したらいいか悩むところではありますが、世代を超えてとのことで、言葉は甘いけど事後承認ということで認めざるを得ないのか、それも含めて皆さんにお諮りします。前の人は亡くなったんだよね。

○ 事務局（奥山）

はい、亡くなってます。

○ 逸見委員

おばあちゃんいらっしゃいましたけど、田んぼだったってわからなかったようです。

○ 議長（会長）

あの辺は昔田んぼで埋め立てて作ったところなんだよね。まあ、一部抜けてしまったのか、税金の対策で地目変更しなかったのが今になってしなくちゃいけなくなったということなのかわかりませんが、このような案件です。皆さんどう思いますか。仕方ないという方。はい、賛成の方多いということで、この件については願いのとおり認めていただくということでお願いします。わかった事案は早め早めに手続きしていたあくということで、皆さんもよろしくお願いします。

それでは、その他で堀委員。

○ 堀委員

現地確認してけろていうことで毎回来るんだけど、これは自分だけ行って見て終わりでいいのか。

○ 議長（会長）

いや、現地確認は複数が基本です。自分の職務権限を悪用してなっていなかったものになっていた、とすることがないように、複数の名前が書いてあると思います。だからその地区の方を連絡取って一緒に確認するのがより良い方法ですが、いろいろ忙しいということがあるので、ばらばらでも条件、場所等を見て確認してきていただくということにします。ばらばらであっても複数で見て代表者が報告しています。

○ 後藤委員

ちょっといいですか。今日も3件あったんだけど、皆さん、今の現場を見てきれいになってました、と報告されますが、それは前の所有者だよね。これからの人がきちんと管理するか、せっかくきれいなものが荒らされては困るので。

○ 議長（会長）

今、後藤委員言ったとおり、やめる人はやめるので。問題はこれからやる人、これから農業やります、機械借りてきちんとやります、ということが大事。

○ 後藤委員

借りる人なり、買う人なりが大丈夫な人なんですよ、ということが大事なのよ。

○ 議長（会長）

本当言えばそうなんだ。

○ 堀委員

申請者の渡す人と受ける人が一緒にさんなねのかな、と思うんだけども。

○ 議長（会長）

渡す人はいいんだけど、今回の両所の新規就農者みたいに、●●●●さんて人のあっせんで、機械道具は多分その人の借りて新規就農するてことなんでしょうと思ったんだ。機械なしで30アールくらいも耕すのは無理だから、何植えてるかわかんないけども。今までやってた●●●●さんがバックアップしていくであろうということで認めたんだ。河北町は今2反歩以上借りれば農業者になれる、と基本はそうなんだけども、買った時何するのか、人に作ってもらうのか、自分で作るなら機械道具はあるのか、荒廃農地になっては困るので、そのへんも含めた形で今後現地確認等行っていただきたいと思います。

それでは以上で、総会の方を終了したいと思います。

午後2時28分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
